

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：防災マップ)

当市の防災マップによると、当会が立地する中津地区西部地域の周防灘沿岸から山国側流域の大部分は1m～3m未満の浸水が予想されており、山国川に面する高瀬地区から下宮永地区にかけては、最大5～10m未満の浸水被害の可能性のある区域も存在する。

一方、中津地区東部地域では犬丸川沿いの多くで1～3m未満の浸水が予想されている。

(津波：防災マップ)

当市の防災マップによると、周防灘に面している沿岸部では5m未満の浸水が予想されており、特に自動車産業などが集積し工業地区となっている田尻地区の一部及び住宅地である角木、大塚、米山地区の広範囲と、市内を流れる河川（山国川、中津川、蛸瀬川、自見川、舞手川、犬丸川）流域の広範囲で浸水が予想されている。

(ため池：ため池ハザードマップ)

当市のため池ハザードマップによると、地震や大雨等で決壊した場合、大貞地区の大池（大貞池）で最大3～5m未満、野依地区の大池（山田池）及び野依新池、福島地区の寺迫池、伊藤田地区の穂屋池付近の一部地域では、最大5m以上の浸水が予想されている区域も存在する。

(内水氾濫：内水ハザードマップ)

当市の内水ハザードマップによると、公共下水道事業計画区域内で排水路や道路側溝の排水能力を上回るような降雨が発生した場合、中津地区の各地で浸水が予想されており、特に角木、大塚及び大新田地区、沖代校区（中央町、沖代町）などで顕著に1m以下の浸水が予測されている。

また、平成24年7月の九州北部豪雨災害では中津地区で内水氾濫が起こっている。

(土砂災害：土砂災害ハザードマップ)

当市の土砂災害ハザードマップによると、下池永地区の国道213号線沿いには急傾斜地による土砂災害警戒区域（土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域）があり、その一部は土砂災害特別警戒区域（土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域）に指定されている。

(地震：中津市地域防災計画)

中津市地域防災計画によると、大分県北部地域が主に影響を受けると考えられる地震の震源には周防灘断層群が存在し、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定されている。また、30年以内の地震発生確率は2%～4%と見込まれ、国内の主な活断層野中では高いグループに属している。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,953人
 - ・小規模事業者数 2,217人
- 【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	271	259	市内に広く分散している
製造業	194	141	沿岸部や産業道路沿いに多い
卸売業・小売業	971	643	市内に広く分散している
宿泊・飲食業	454	305	中心部に多く立地
サービス業	331	291	市内に広く分散している
その他	732	578	市内に広く分散している
合計	2,953	2,217	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・企業向け防災研修
- ・防災教育
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時受援計画の策定
- ・避難所運営マニュアルの作成
- ・自主防災組織 設立・活動マニュアルの作成
- ・津波避難計画の策定
- ・津波避難ビルの指定
- ・九州北部豪雨災害記録誌の作成
- ・各種防災マップの作成
- ・中津市業務継続計画（BCP）の策定
- ・防災監視カメラシステムの整備

2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・日本商工会議所提携損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・中津市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

Ⅲ 目標

- 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年1月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・本計画に沿って、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会議所報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和2年事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）中津市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- 発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- 被害状況や被害規模に応じて当所と当市で実施する応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担は、当所と当市の協議により決定する。
- 大まかな被害状況を確認し、1～2日以内に情報共有する。
- 当所と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">• 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。• 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。• 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">• 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。• 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">• 目立った被害の情報がない。

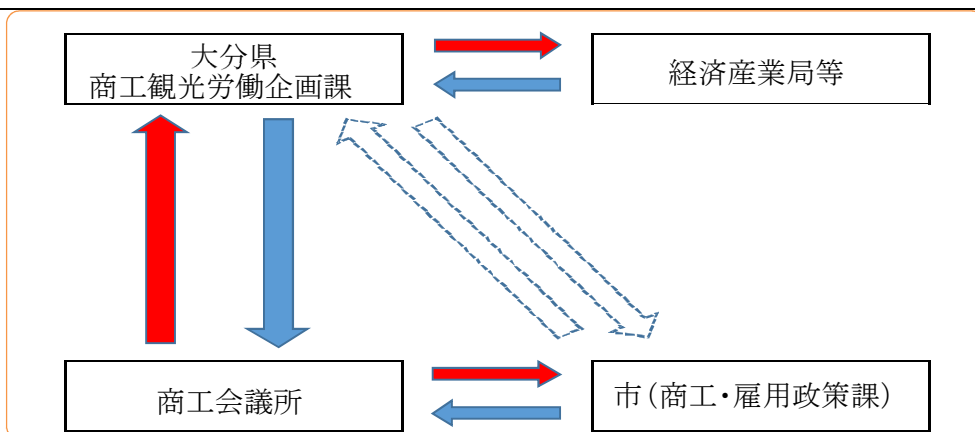
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回程度共有する
1ヶ月以降	2日に1回程度共有する
3ヶ月以降	10日に1回程度共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は下記のとおりである。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについては、中津市災害対策本部の指示に従いながら、当市商工・雇用政策課と当所が協議のうえ決定する。
- 当所と当市は、「被害額算定の例について(中小企業庁小規模企業振興課)」を参考にするとともに、市役所内の関係部署(商工・雇用政策課、防災危機管理課等)との連携により、速やかに被害状況の確認や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定を行うものとする。
- 当所と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当所又は当市より大分県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、中津市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

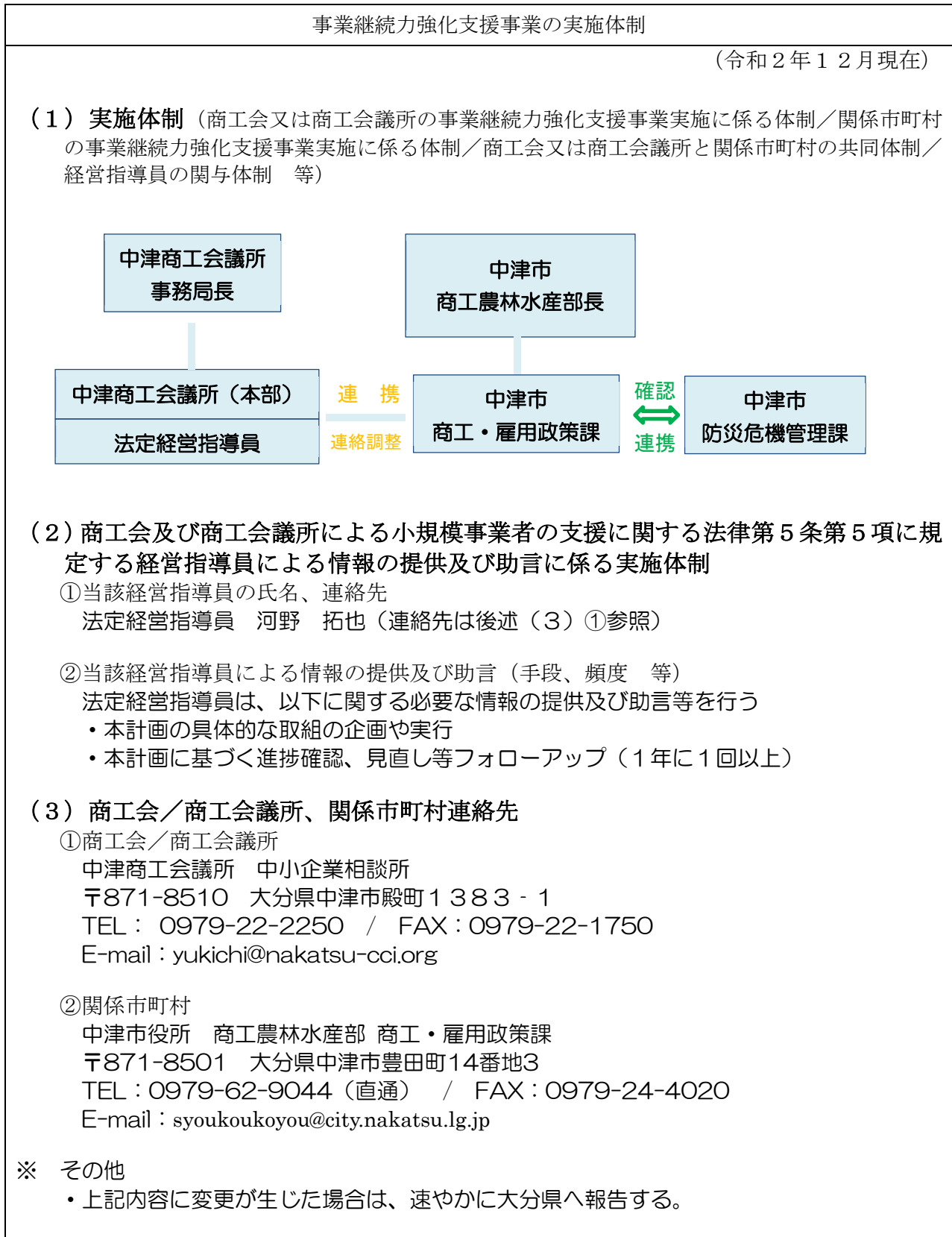
- 大分県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大分県等に相談する。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	180	180	180	180	180
・専門家派遣費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、中津市補助金、大分県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等